

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和2年12月17日(木) 第2委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 竹内光義副委員長 岡村信吉 福山権二 田部道男 山田聖三
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 谷川祐貴議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 1人
8. 会議に付した事件

1 平和行政について

午前10時50分 開 会

- 赤木忠徳委員長 総務常任委員会を開会いたします。本日は、写真撮影、録音、傍聴を許可しております。
-

1 平和行政について

- 赤木忠徳委員長 協議事項でございますが、平和行政について。先日の総務委員会で庄原市平和推進条例につきましては、3月議会に提案するという確認をとりました。それと前文については、余りにも原爆が中心であるということで、大戦のことが書いてないという指摘もありましたので、それも入れさせていただきました。それと条例につきましては、先日の会議で第4条からなるものについて確認をとっております。それでは、前文でございますけれども、目を通していただきたいと思っておりますけれども、4行目、昭和20年8月15日に終戦を迎えた大戦により、庄原市においても多くの犠牲を強いられ、本市出身の戦没者は2,923人にも及んだ。同年8月6日の広島市への原子爆弾投下直後から、本市で多くの被爆者を受け入れ、当時の学校を仮の病床として、生徒や地域住民による懸命の救護が行われた、ということで、加筆させていただいております。それと、もう一度確認でございますけれども庄原市まちづくり基本条例が施行され、参画と協働による市民が主役のまちづくりを目指しているが、恒久平和が前提であることは、万人が認めるところである、ということもまちづくり条例と一緒にこの平和推進条例をしていくということでございます。それと、8月6日の平和の日ということに対して、市がその日に行事を行うような感覚をとられるということでございましたので、文章の最後に世界最初の被爆県の都市の市民として8月6日を決して忘れることなく、誰ひとりとして平和な日常を脅かされることのない社会の現実に努めることを決意し、平和推進条例を制定する、という形でさせていただいております。それできょうのことにつきましては、まず、前文の承認をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 それと、逐条解説というものをつくっております。開いていただいて2ページ、趣旨、この前文は、本条例制定の背景や趣旨、基本的な考え方や決意などを示した文章です。解説には、終戦から75年が経過する中、本市においても戦争の体験を語れる人が少なくなり、尊い犠牲と引き換えに得た歴史的教訓も風化の危機を迎えようとしています。今日、私たちが享受する平和と繁栄は、尊い犠牲と先人の努力によって維持されてきたことを再認識し、さらに発展させるため取り組みが必要です。そこで、この条例は平和推進のため、市及び市民の役割を明確にし、本市における基本的施策を定め、市民が平和で安心な生活を送ることができる恒久平和の実現を目的として庄原市平和推進条例を制定しようとするものです。逐条解説について御意見をいただきたいと思ひます。

○福山権二委員 当委員会での平和条例というのを提案しようということの中に、庄原市は既に平和宣言をやっているが、それにのっとったことの少ないではないかという決意があると思うので、本文には書かなくてもいいけれども、逐条解説の中に、そこでという前に、取り組みが必要だと。庄原市は何年何月何日に庄原市として平和自治体宣言をしている。そこで、というようなことも少し書いたほうがいいような気がするのです。

○赤木忠徳委員長 ということは、本文の中にもあります平成17年には庄原市非核平和都市宣言を制定しているということを入れるということですか。

○福山権二委員 それも前文には入っているのです。

○赤木忠徳委員長 ですから、制定し、この条例は平和推進のため、市及び市民の役割を明確にし、という加筆をしろということですか。

○福山権二委員 前文に書いているからいいか。わかりました。今の意見を撤回します。

○赤木忠徳委員長 この前文に対しての逐条解説、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 では次の目的、第1条について。趣旨、この条は、この条例を制定する目的と、その達成手段を定めるものです。解説 この条例は、前文の解説で触れたように、歴史的教訓も風化の危機を迎えており、世代交代しても普遍的に平和推進が取り込まれるよう、市の役割・市民の役割を明確にし、本条例が機能することを目指しています。また、施策の基本を定め、平和推進に関する施策を総合的に実施することによって、平和で安心な生活を目指すことを目的とします。御意見いただきたいと思ひますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 それでは市の役割でございます。趣旨、この条は、平和推進において市の役割を定めるものです。解説1、この条例は、市の責務として平和で安心して市民が生活できるためには、今何が必要なのか民意を受けとめ、総合的に平和推進に関する施策を策定し、実施に努めることとしております。2、市は、あらゆる場面を通じて平和でなければ、人権も制約され、一人ひとりの自由な活動もできなくなることを教育・啓発するように努めることが必要です、という市の役割でございます。よろしいですか。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 3条でございます。市民の役割、この条は、平和推進において市民の役割を定めるものです。これは、日本国憲法も入れ込んでおります。解説、平和推進のために、市民における主

体的な活動は現在も行われています。しかし、各種団体が実施している平和のための活動への参加者が年々減ったり、市が開催するパネル展や講演会なども市民の参加が減少しています。日本国憲法第12条でも、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うとしており、日常不断の努力が大切です。市民は、市の平和の推進に関する施策に関心を持ち、主体的に関わるよう努めなければなりません。これが市民の役割ということですが、日本国憲法12条を入れておりますので、少し重たい解説にはなっているのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 委任でございます。これは市長が別に定めるということでございますが、趣旨、この条例に定める以外で、必要な事項を定める場合は、市長が別に定めることとします。解説、この条例をより機能させるためには、具体的な事項を市長が定めることが必要ですということです。これはよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 附則として、趣旨、この条例の施行期日を定めるものです。解説、この条例は、令和何年何月の市議会に提出する予定です。これが施行するということですので、解説が提案する予定ですというのが、どうでしょう。

○福山権二委員 これは議論の素材ですよ。これでいいと思います。

○岡村信吉委員 4ページの市の役割。2条の1項2項があって、解説1のこの条例は、市の責任としてという言葉。どうも逐条解説にしても、責任とかという言葉が適切なのか。

○赤木忠徳委員長 市の役割ですから。

○岡村信吉委員 責任という言葉は、市がやらないといけないから、責任ではある。それはわかるのだけれども、表現として、責任と書いたほうがいいのか。

○福山権二委員 責任と言わずに、責務とかと言葉を変えてということですか。

○岡村信吉委員 少しやわらかくしたほうがいいのか。責任というのと責務とでは響きが違う。

○赤木忠徳委員長 皆さんから御意見いただいて、まとめたいと思うのですが。

○福山権二委員 責任ある立場ということは市の役割としてここに書いているので、解説としてこの条例は市の責務としては責任を責務に変えるぐらいで、責任を明確にしたほうがいいのかと思います。

○赤木忠徳委員長 責務ですね。確かにそうでしょう。責任を責務としてという表現でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 では、この条例は、市の責務として平和で安心してという形に変えさせていただくということで。非常に事務局も一生懸命頑張ってくださいました。それから議長もこの逐条解説と前文については、努力していただいて、本当に市民からいただいた言葉も大切にしながら平和推進条例ができ上がりました。これを最終的にきょうこれでいいかということを決めて、これを先日、市民の代表の方に来ていただいた方にまたお返しをします。それで返ってきたものに対して、もう一度ここで、会議をして最終的な案として、定めたいということできたいと思います。それと同時に総務法

制係に対しても、幾らかキャッチボールしながらやっているのですが、最終的には、もう1回、総務法制係と折衝していきたいと思っています。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　とりあえずきょうの段階で平和推進条例案というものができ上がったということを確認したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　では、これを先日来ていただいた市民の代表の方に逐条解説も含めてお返しします。休憩します。

午前11時13分　休　憩

午前11時14分　再　開

○赤木忠徳委員長　再開します。今、懸念材料として、戦没者2,923人という数字増減があるかもしれないということなのですが、今わかっている段階で2,923人というのは明確であるということですので、そこはそのままあえてその数字を出すということで、確認をもう一度取りたいと思いますが、よろしいですね。

○福山権二委員　各条趣旨とか解説の中に入れても、方法とすれば、その数字は、現在の確認された数字だと入れてもいけなくはないですよ。そういうことも全く考えずに、今の公表されている人数だから、これで確定すればいいと。変更があっても、基本的に無視しているわけじゃないと意思統一しておけば、それでいいということなら。

○岡村信吉委員　この条例そのものが3月議会に出して、上程して可決されたら、その時点で成り立つのだから、その時点の数字で、例えば後日、新たに出てきて、増減しないといけないという事が起きても、条例自体をつくった日が3月だから別に問題ないと思う。

○赤木忠徳委員長　岡村委員としては、制定したときの時点の明確な数字ということで解釈しているということですので、それで御理解いただけますか。1人の命は尊いものですから、2,923人というものに対しては、わかっている以上はそうように扱いたいということによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　もう一度確認をしたいのですが、市民の皆さんに返すのは、総務法制係と最終案が出た段階で、市民に返したほうがいいのか、どうでしょうか。同時進行ですか、もしくは、総務法制係と話をした中で、市民に返すか。

○田部道男委員　日にちに余裕ができたので、市と早急に詰めて、固まったものを送ればいいのか、いいのでしょうか。

○福山権二委員　この総務委員会が決めた庄原市平和推進条例の文章は、1つの考え方とか、一定の方向性とか、いろいろ意味があるので、そこを根底に変えるようなことについては総務法制係がその修正を求めるとは思いませんので、そこがもしあるのなら例えば市の責務にするのを責任でないというようにあることがあれば別だけれども、恐らくそれは向こうはないと思うので、語句の訂正で、漢字がこれでは違うというぐらいの程度だろうから、田部委員が言ったように、早急に見せてもらって、そういう再確認だけしてもらって、すぐできると思うので、すぐやったほうがいい。

○赤木忠徳委員長 実は、21日が本来なら最終日でございました。21日にもう一度、総務委員会を開きます。それまでにできれば、総務法制係と折衝して再確認して、そこで最終的な確認をとったものを皆さんと協議した中で、参考人にもう一度、御意見をいただくということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 そのように確認を取ります。大変長い間の皆さんの御意見をいただいた中、それと市民の皆さんから御意見をいただいた中で、やっとここまでできました。大変御苦勞でございました。我々が平和推進条例をつくっていかうという最初の思いがやっとここで終結というところになりましたので、皆さんの大変な御努力に対して委員長として感謝申し上げます。ありがとうございました。

○田部道男委員 委員会や諮問したところへの連絡は図るのですが、議会内の説明は、早くしたほうがいいと思う。3月といっても改選があるし、3月というのも、また、遅いような気がする。

○赤木忠徳委員長 いずれにしても、全協では説明させていただこうと思うのですが、市民の皆さんへ出したものが返ってこないと再確認がとれないので、どうでしょうか。全協の予定が21日、それから年が明けて1月8日に全協が予定されております。そこでここにちょうど議運の委員長がいらっやいますので、可能性としてどうでしょうか。

○福山権二委員 どれだけ時間がとれるかということもありますけれども、最後は議会で決めるので、何も相談せずに決めたのかと言われても困るので、できるだけそこらはそれぞれ会派の中でも、話してから、これがスムーズにいくようにやりながら、全協で相談して、議会としてもこれに賛同してくれという環境をつくるようにみんなで努力していけば時間がかかるような感じではないので、ここで意思統一されたらほぼ大丈夫と思うけれども。

○赤木忠徳委員長 1月8日に一般質問があつて、補正が出てくる予定ですが、それ以外ありませんので、短時間でできると思いますので、そのときに出すように準備させていただきましょう。今も福山委員から話がありましたように、各会派無会派の方も含めて、皆さんに御意見をいただくように、案を21日の段階で決めた後、皆さんにお渡しするようにしておきましょう。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 では、そのようにさせていただきます。

○福山権二委員 山内では毎年5月に、慰霊祭をするのだけれども、あちこちで慰霊祭とかがあるとか、他にあるかどうかというのは一応つかんでおかないといけないのではないか。遺族会と原爆被害者の会は、被害者としては来てもらったのだけれども、庄原市内で東城とか西城、比和でそういうものがあるのならあるということは委員会として資料的には持っておいたほうがいいのか。

○赤木忠徳委員長 わかりました。先日参考人に来ていただいて、初めて丑寅神社の一角に戦没者慰霊碑があり、そこでお祀りをしているということがありましたね。そのほか皆さんのところで、昔は西城も護国神社であったのですが、それは今なくなっています。そういうことについて調査を各支所に委員長としてそういうことが行われているかどうかということ調査してみましようか。

○福山権二委員 総務課に言えば、全部集めてくれるから。私が言っているのは、全部調べるということよりも、総務課がつかんでいたら、その資料だけは正副委員長で持っていたほうがいいのか。

○赤木忠徳委員長 ではそのように対応させていただきます。それと日程につきましては、先ほど議運で1月8日が最終日ですので、8日に全協でさせていただくということになりました。以上をも

ちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長